

公益財団法人沖縄県スポーツ協会倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会（以下「本会」という。）の役・職員倫理規程第5条の規定に基づき、本会が沖縄県におけるスポーツの統一組織として、その自覚と責任を持ち、スポーツの根本であるルールとフェアプレー精神に則り、加盟団体共々、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、スポーツの振興を通して、その社会的使命を果たしていくために必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本会及び本会役・職員の綱紀粛正の推進に関すること。
- (2) 本会加盟団体について、本会の加盟団体規程、公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ憲章など関係規程の遵守及び処分に関すること。
- (3) スポーツにおける暴力行為等相談窓口に関すること。
- (4) 前3項について、周知徹底を図るとともに必要に応じ事実確認等を行い、その結果を理事長に具申すること。

(委員)

第3条 委員会に次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 若干名

第4条 委員長は、本会副会長の中から理事長が指名する。

- 2 委員は、本会理事、本会加盟団体及び学識経験者のうちから理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 副委員長は、委員の互選とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱日より開始し、本会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代行する。
- 3 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 5 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において定めることができる。

(本規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

(附則)

- 1 この規程は、令和 4年 3月 8日から施行する。